

令和7年第7回 琴浦町教育委員会定例会 日程 (成議書)

と き：令和7年5月23日(金) 10:00～11:00

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 (森田委員、鍛川委員)

3 教育長あいさつ

4 各課報告

(1) 教育総務課

- ・中学生職場体験学習の実施について
- ・主な学校関係行事

(2) 社会教育課

- ・令和7年度スポーツ振興くじ助成金の交付内定について
- ・上郷地区公民館広場緑化事業について

(3) 人権・同和教育課

- ・令和7年度琴浦町人権・同和教育推進協議会の総会の開催について
- ・小学生・中学生解放「学習会」の開級式について(赤碕文化センター)

5 議 事

議案第27号 琴浦町公民館条例の一部改正について (承認)

議案第28号 令和7年度補正予算要求(6月補正)について (承認)

議案第29号 社会教育委員の委嘱について (同意)

議案第30号 図書館協議会委員の委嘱(変更)について (同意)

議案第31号 各地区公民館運営協議会委員の委嘱について (同意)

議案第32号 以西地区公民館の運営審議について (承認)

議案第33号 建設工事請負契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕 (承認)

議案第34号 財産の取得について〔食器、食缶洗浄機システム〕 (承認)

6 その他

- ・生徒指導報告について

7 閉 会

【次回の予定】定例会：令和7年6月27日（金）10時00分～

## 「地域とともにある学校」への変換

令和7年5月8日

教育長 河原裕司

学校は、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々などにより構成される一つの「社会」です。子どもたちは、その「社会」の中で、様々な人と関わり合いながら学び、その学びを通して、自分の存在が認められるという肯定感や、自分の活動によって何かをよりよく変えたり、地域等に貢献したりすることによって有用感をもつことができます。そして、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場です。

したがって、学校で送る日々の取り組みを通して、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質や能力を育むためには、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる環境となることが不可欠です。

同時に、学校が抱える複雑化、困難化した課題の解決にむけて、よりよい環境を整えていくためには、地域の人々や関係機関との連携・協働も不可欠です。

このため、地域の人々や関係機関と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと変換することが求められています。

そこで、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、令和5年度に全ての小中学校にコミュニティ・スクールを導入しました。

「地域とともにある学校」での学びが、子どもたち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域総がかりで子どもの成長を支援、応援していくことで、地域に「絆」が生まれ、地域活性化の基盤となることも期待されています。

そのための新しい学校の姿と、求められる教育の姿を描き、具現化に向けて探求し、実践していただきますようよろしくお願いいたします。

**■不登校の対策について**

学校の「教育活動の充実」と、「支援体制の充実」の両輪で進めていくことが重要であると考えています。

まず、「教育活動の充実」について、児童生徒が仲間同士で話し合ったり協力したり、人と人とのつながりを大切にしながら活躍できる場面、自己表現できる場面、認められる場面を意識しながら、自己肯定感・自己有用感が感じられる教育活動を積み重ねていくことが重要です。学校が楽しいと思える「温かい学級づくり」、「分かる授業の実施」「学級活動、生徒会活動、学校行事といった特別活動の充実」など、教職員は、日々より良い教育活動にするために、知恵を出し合い、話し合い、協力しながら丁寧な準備を行い、児童生徒を中心に据えた教育活動に汗を流しています。

次に、「支援体制の充実」です。不登校の要因・背景はそれぞれ違います。管理職、担任、教育相談担当、養護教諭、SCなどの校内教職員のみならず、教育委員会配置のSSWも頻繁に学校と連携して、早期対応、個別支援のために、定期的、また必要に応じて対応会議や、当該児童生徒や保護者を交えた支援会議を開催しながら、PDCAサイクルで支援・対応を続けています。

不登校が続いている児童生徒には、継続的な個別支援が必要です。まず、当該児童生徒の「居場所づくり」が必要です。校内であれば、当該児童生徒と保護者と話し合いを行いながら、相談室、空き教室などで安心して過ごせる場所をつくり、少しずつ友だちとの交流機会や、個別学習を増やししながら、エネルギーや自信を高める、そのような支援を広げていくことを意識しながら取り組んでいます。校外でも、当該児童生徒、保護者が希望すれば、フリースクールや中部こども支援センター、教育支援センター（ハートフル）の自宅学習支援事業などでの学習・活動を通して、自立につながる支援を学校と連携して進めています。

加えて、役場関係課、児童相談所、医療機関等の外部機関と連携をとりながら、多面的に専門家の視点も交えながら見立ても行い、支援を行っているところです。

## 幸せについて

令和7年5月27日

教育長 河原裕司

5月13日、世界一貧しい大統領とも呼ばれてきた南米ウルグアイ元大統領ホセ・ムヒカさんが亡くなりました。89歳でした。

世界中に感銘が広がったムヒカさんのリオ会議（国連持続可能な開発会議(2012年)）の演説の中から、二つの言葉を紹介します。

我々は発展するために生まれてきたのではありません。

幸せになるために生まれてきたのです。

貧乏な人とは、少ししかものを持っていない人ではなく、

無限の欲があり、いくらあっても満足しない人のことなのです。

よくよく考えなければならぬことです。

そして、ムヒカさんは「あなたは今、幸せですか？」と問いかけます。

みなさんは、今、幸せですか？

これは、とても深い問いです。

「幸せ」であると言えるとき、それは自分も相手も幸せでありたいものです。

しかし、それがむずかしいと感じることもあります。

例えば、自分の幸せと相手の幸せは、必ずしも同じでしょうか？

東の国と西の国の人々の求める幸せは同じでしょうか？

老人と若者の感じる幸せは同じでしょうか？

「幸」という字は、おもしろい字です。

この漢字は、180度ひっくり返してみても「幸」と読めます。

どちらの立場から見ても変わらない幸せこそが、「みんなが求める幸せ」です。

では、それはどんな幸せなのでしょう。

学校で幸せについて話し合ってみてはいかがでしょうか。

# 令和7年5月教育委員会定例会報告

教育総務課

## 1. 中学生職場体験学習の実施について

	わくわく東伯 (6月17日～20日)	ワクワク赤碕 (6月10日～12日)
受 入 事 業 所	琴浦消防署	活魚ふじ
	琴浦大山警察署	魚料理 海 (活魚ふじ)
	中部花壇アプト店	J A あぐりポート琴浦
	ヤマダ電気グループヤマダアウトレット東伯店	東宝ストア赤碕店
	あぐりポート琴浦	バーバープラスワンいちだ
	東伯(SS)遠藤石油 (株)	たくわ散髪屋さん
	琴浦町立やばせこども園	琴浦町社会福祉協議会赤碕支所
	ファッションセンターしまむら	琴浦町立ふなのえ子こども園
	中華料理 味園	琴浦町立琴浦こども園
	キッチン&カフェ プランタン	介護老人福祉施設百寿苑
	旭東電気株式会社 鳥取事業所 浦安工場	琴浦町図書館赤碕分館
	宝製菓	河本家住宅
	ENEOSセルフ東伯SS	畜産試験場
	陽だまりの家とうはく	家畜改良センター 鳥取牧場
	琴浦町図書館	県立船上山少年自然の家
	株式会社チュウブ	琴浦消防署
	モンテ	琴浦大山警察署
	(有)東和	赤碕トランスネット (赤碕清掃)
	琴浦町立しらとりこども園	赤碕ダイハツ有限会社
	陽だまりの家ことうら	赤碕オート
	TCC 鳥取中央有線放送	瑞光明 (製造業)
	大山乳業農業協同組合	田中商店 (運送業)
	(財)みどり保育園	鳥果運輸 (運送業)
	琴浦町社会福祉協議会	TCC (放送業)
	役場各課	
	すみれ食堂	
	琴浦町立鋤保育園	
	ヤクルト東伯センター	
	たかうな	
	リバーズファーム	
有限会社 伊藤清掃		
自衛隊		

## 2. 主な学校関係行事

- 5/30 町内小中学校一斉公開
- 6/1～ サマーブラスコンサート
- 6/5～6 中学総体中部地区予選
- 6/19～20 小学校修学旅行

## 1. 令和7年度スポーツ振興くじ助成金の交付内定について

東伯総合公園サッカー場人工芝改修に係る 独立行政法人日本スポーツ振興センター助成金が交付内定となったので報告します。

助成区分：地域スポーツ施設整備助成

申請日：令和7年 1月 9日

交付内定日：令和7年4月25日

助成対象額：48,000,000円

交付内定額：38,400,000円（配分割合：80%）

今後のスケジュール（予定）：

令和7年5月22日	限定公募型指名競争入札
6月中	契約議案上程、本契約
令和8年1月末	完成（予定）

## 2. 上郷地区公民館広場緑化事業について

東伯総合公園サッカーを人工芝化にすることに伴い、既設の天然芝の有効活用のため、上郷地区公民館広場に芝を移植します。

芝生化と維持管理については、県から1/2補助を受け、「上郷しあわせ王国緑化事業の会」に委託をします。張り付け作業は地区住民に広く声かけをし、地区住民の交流の場として活用します。

スケジュール

5月30日（金） サッカー場芝切り込み作業

5月31日（土） 芝運搬及び上郷地区公民館広場へ張り付け作業

※予備日 6月7日（土）（案）

## 1 令和7年度琴浦町人権・同和教育推進協議会の総会の開催について

### ○目的

人権・同和教育及び啓発を積極的に推進し、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加による、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を目的とする。

○総会開催日時：令和7年6月2日（月） 19：00～20：30  
まなびタウンとうはく 多目的ホール

### ○協議事項

- ・令和6年度事業報告並びに決算について
- ・令和7年度事業計画（案）並びに予算（案）について
- ・役員改選（案）について
- ・その他

総会終了後、会員研修会（テーマ：無意識の偏見や思い込みについて考える）

## 2 小学生・中学生解放「学習会」の開級式について（赤碕文化センター）

赤碕文化センター開級式：5月15日実施

小学生は毎週木曜日 1月末まで

中学生は毎週水曜日 2月上旬まで

### ○解放「学習会」の＜解放＞の意味

- ・偏見・固定観念などの様々な差別から自分自身を解放しよう！という意味を込め、「学習会」の前に＜解放＞という語句をつけている。

### ○解放「学習会」の目的

- ・自分や人を大切にし、お互いを認め合える仲間をつくる。
- ・ともに学び行動することで、生活の中にある問題に気づき、解決していこうとする力をつける。
- ・様々な体験・活動をとおして、人権感覚、人権意識を養い「人権尊重のまち 琴浦町」を担う児童・生徒を育成する。

### ○3つの柱

- ・教科学習、人権学習、仲間づくり

<参考：東伯文化センターは、人権学習会 開級式なし 6月12日開始  
毎週木曜日 2月中旬まで>

○3つの柱 教科学習、人権学習、仲間づくり

## 議案第27号

### 琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正する議案を令和7年3月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和7年5月23日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年5月23日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
略			略		
琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字出上131番地1	大字出上 勝田 西宮 佐 崎 太一 垣 中村	琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字佐崎12番地1	大字出上 勝田 西宮 佐 崎 太一 垣 中村
略			略		

附 則

この条例は、教育委員会規則の定める日から施行する。

議案第 28 号

令和 7 年度補正予算要求（6 月補正）について

令和 7 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 5 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 5 月 23 日 承 認

琴浦町教育委員会

# 令和7年度 事業説明書 (2号補正)



一般会計

## 1 基本情報

事業番号	256等	事業名	一般経常経費 (小学校)		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	2 小学校費	目	1 学校管理費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

## 2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	68,424	0	0	3,209	0	65,215		
今回補正額	918	0	0	0	0	918		
補正後予算額	69,342	0	0	3,209	0	66,133		
前年度予算額	90,328	(比較：△20,986)			前々年度決算額	123,791	(比較：△54,449)	

## 3 補正予算の概要

補正予算の概要	赤碕小学校の給水ポンプ2台のうち1台が故障したため、修理を行う。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
小学校施設 管理	赤碕小学校給水ポンプ修繕業務 918千円	単町	918	15,494
	合計		918	
その他事業内容				

# 令和7年度 事業説明書 (2号補正)



一般会計

## 1 基本情報

事業番号	417	事業名	農業者トレーニングセンター運営	事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係		
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用しなくなる運動拠点施設の整備		
	重点事業					

## 2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	2,733	0	0	142	0	2,591		
今回補正額	880	0	0	0	0	880		
補正後予算額	3,613	0	0	142	0	3,471		
前年度予算額	3,120	(比較：493)			前々年度決算額	1,895	(比較：1,718)	

## 3 補正予算の概要

補正予算の概要	トレーニングセンター屋根破損のため、修繕するもの。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
農業者トレーニングセンターの管理運営	屋根修繕	単町	880	2,733
	修繕料 880千円			
	合計		880	
その他事業内容				

# 令和7年度 事業説明書 (2号補正)



一般会計

## 1 基本情報

事業番号	1627	事業名	東伯総合公園改修事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用しなくなる運動拠点施設の整備			
	重点事業						

## 2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	357,810	0	0	93,000	264,800	10		
今回補正額	0	0	0	△9,600	9,600	0	スポーツ振興くじ助成金	過疎債 9,600千円
補正後予算額	357,810	0	0	83,400	274,400	10	△9,600千円	
前年度予算額	165,660	(比較：192,150)			前々年度決算額		6,160	(比較：351,650)

## 3 補正予算の概要

補正予算の概要				
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
東伯総合公園サッカー場改修工事【新規】	スポーツ振興くじ助成金の交付内示 (38,400千円) に伴い、財源内訳を変更するもの ・スポーツ振興くじ助成金 △9,600千円 ・過疎債 9,600千円	スポーツ振興くじ助成金 △9,600千円、町債 9,600千円	0	356,963
	合計		0	
その他事業内容				

議案第29号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成16年条例第97号）第2条第2項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和7年 5 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和7年 5 月 23 日 同 意

琴浦町教育委員会

1 社会教育委員の氏名等

	氏名	備考
1	梅原 憲和	町校長会（東伯中学校長）
2	キラंगा 典子	スポーツ推進委員
3	高松 由美	町人権・同和教育推進協議会
4	田中 朱美	赤碕婦人会
5	戸田 幸男	有識者
6	三浦 富美子	東伯婦人会
7	御崎 智徳	町PTA連合会長
8	山崎 真理奈	有識者
9	西本 博志	東伯文化協会

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

議案第30号

琴浦町図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第16条並びに琴浦町図書館条例（平成16年条例第98号）第3条第2項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和7年5月23日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年5月23日 同意

琴浦町教育委員会

琴浦町図書館協議会委員名簿（変更）

（任期：令和7年5月23日から令和8年6月30日）

変更前	変更後	区分	備考
澤田 恵美	谷口 美絵	学校教育	東伯中学校
小林 隆志	佐伯 真由佳	図書館関係	鳥取県立図書館

議案第 31 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 17 年条例第 28 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 5 月 23 日 同 意

琴浦町教育委員会

安田地区公民館運営協議会委員推薦名簿（変更）

（任 期：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

変更前	変更後	備 考
眞山 一郎	西中 泰雅	安田地域づくり協議会役員
大本 雄飛	田 鋏 和孝	安田地域づくり協議会役員

浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿（変更）

（任 期：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

変更前	変更後	備 考
橋本 幸太	生田 奈菜	浦安小学校PTA会長

議案第 32 号

以西地区公民館の運営審議について

別紙のとおり、以西地区振興協議会による公民館の運営審議について、琴浦町公民館条例（平成 17 年琴浦町条例第 28 号）第 6 条ただし書き及び琴浦町公民館規則（平成 17 年琴浦町教育委員会規則第 3 号）第 4 条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 5 月 23 日 承 認

琴浦町教育委員会

1. 対象公民館：以西地区公民館

2. 概要：以西地区公民館では、令和6年度から公民館運営協議会の委員選出に至っていない。この状況を踏まえ、公民館長より、公民館運営協議会の代わりに地域運営組織の役員会及び部会において公民館の運営等についても審議していくことを依頼したところ了承された旨、報告があった。

以西地区においては、琴浦町地域運営組織条例第6条に基づき認定された地域運営組織が設立されており、当該組織は、地域住民が主体的に参画し、地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取り組みなどを継続して実践する組織として、令和6年4月1日に町の認定を受けた組織である。また、生涯学習部会を設け、規約にも社会教育事業に取り組む旨が明記されている。

琴浦町公民館規則に基づき、公民館の運営について審議できる組織があると認められるため、公民館の運営審議を当該組織が行うことについて、本委員会の承認を求めるもの。

3. 運営審議組織：以西地区振興協議会

4. 承認の期間：承認の日から令和8年3月31日

令和7年5月16日

琴浦町教育委員会  
教育長 河原 裕司 様

以西地区地区公民館  
館長 橋井 操

### 公民館運営協議会について(報告)

琴浦町公民館条例(平成17年条例第28号)第6条の規定に基づく公民館運営協議会について、以西地区公民館では、今後の地域活動の一元化を図り、持続可能な地域運営とするため、次のとおりとしたいので報告します。

#### 記

以西地区では、人口減少や高齢化が進み、役員等の人材が不足する中で、地域内の組織の一元化を行い、よりスムーズな地域運営を図る必要があります。

また、以西地区振興協議会(役員会・部会)の活動においても、従来のように社会教育活動を通じて学びの場の提供や地域づくりに取り組んでいると考えています。

令和7年3月議会における公民館条例の一部改正を踏まえ、公民館運営協議会について、改めて令和7年5月13日開催の以西地区振興協議会役員会、及び令和7年5月16日開催の臨時生涯学習部部会において協議しました。

琴浦町教育委員会では公民館運営協議会を設置することとしていますが、近年の以西地区の状況を踏まえると、新たな人選は難しい状況で、人材や組織の重複をなくし、持続可能な組織や地域運営とすることが必要です。このことから、以西地区振興協議会役員会及び生涯学習部の会議の際に公民館運営についても審議していただくよう依頼し、それぞれ了承されました。

よって、以西地区公民館の運営については、公民館運営協議会を組織する代わりに、以西地区振興協議会役員会及び部会において審議を行っていただくことについて、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

## 琴浦町公民館条例 (R7. 3. 19 一部改正)

(公民館運営協議会)

第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 運営協議会委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、その任期は、2年とする。

3 欠員補充によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 琴浦町公民館規則 (R7. 3. 26 一部改正)

(職員の職及び職務)

第3条 館長及び主事の任務は次のとおりとする。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(条例第6条ただし書に規定する教育委員会が認める場合)

第4条 条例第6条ただし書に規定する教育委員会が認める場合は、公民館の運営について審議できる組織がある場合とする。

(開館及び閉館)

第5条 略

議案第33号

建設工事請負契約の締結について  
〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕

建設工事請負契約の締結に係る議案を令和7年6月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

- 1 工 事 名 東伯総合公園サッカー場改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字田越
- 3 工事完成期限 令和8年1月30日
- 4 請 負 金 額 一金 286,000,000 円（税込）
- 5 契約の方法 限定公募型指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1  
氏名 馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体

令和7年5月23日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和7年5月23日 承 認

琴浦町教育委員会

## 議案第34号

財産の取得について（食器、食缶等洗浄機システム）

次の財産取得に係る議案を令和7年6月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

- 1 取得財産名 食器、食缶等洗浄機システム
- 2 納品場所 琴浦町立学校給食センター
- 3 納期限 令和8年3月27日
- 4 購入金額 一金78,710,500円
- 5 契約方法 指名競争入札
- 6 受注者 山陰アイホー調理機株式会社  
代表取締役 佐々木 勝彦

令和7年 5 月 2 3 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和7年 5 月 2 3 日 承 認

琴浦町教育委員会

財産の取得について（食器、食缶等洗浄機システム）

教育総務課

1 趣旨

学校給食センターで使用する食器、食缶等洗浄機システムを購入するものです。

2 財産の取得について

(1) 食器、食缶等洗浄機システムの仕様及び数量

項目	内容	数量
超音波洗浄機	UCP-1200	1台
食缶前処理機	WPC-21K 特型	1台
システム食缶洗浄機	WSC-23PK 特型	1台
食器浸漬機	WPS - 2060K 特型	1台
トレー供給装置	WDF - 11TK 特型	1台
食器供給装置	WDF-41K 特型	1台
システム食器トレー洗浄機	WTK-27LK 特型	1台
トレー整理ディスペンサー	WTD-10T	1台
食器整理装置	WDS-40K 特型	1台

(2) 契約金額 78,710,500円

(3) 入札日 5月22日

(4) 落札率 91.0%

(5) 納期限 令和8年3月27日 ※春休み期間での入替えを予定

(6) 財源 過疎債及び一般財源

3 納入場所について

給食センター調理室

※現在の状況

